

令和 8 年度

大阪市阿倍野区役所

補助作業（行政）

会計年度任用職員募集要項

令和 8 年 10 月

大阪市阿倍野区役所総務課

大阪市阿倍野区役所では、事務事業の執行が一時的に増加するなど、一時期短期間に職員の増加を必要とする場合等に勤務していただく、「大阪市阿倍野区役所選挙事務補助作業（行政）会計年度任用職員」（アルバイト）を募集します。

希望される方は、この募集要項をご確認いただいたうえで、必要書類を大阪市阿倍野区役所総務課までご提出ください。

各選挙が実施される際、申込みをいただいた方の中から条件の合う方を選考し、投票所事務従事者として活動していただきます。

※応募されたすべての方が、必ず投票所等事務従事者として活動いただけるわけではありませんのでご注意ください。

1. 業務内容（希望する業務を選択してください。）

選挙管理委員会事務従事者（A 業務）

- ・ 事務資料等の点検・整理・編綴
- ・ 事務資料等の複写・配付作業
- ・ 郵便物の収受・発送・仕分け作業
- ・ その他、上記以外の簡易な補助作業

期日前投票事務従事者（B 業務）

- ・ 期日前投票の用紙交付事務
- ・ その他、上記以外の簡易な補助作業

2. 登録資格

地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当しない方

地方公務員法（抜粋）＜欠格条項＞

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 任用期間

任用開始日から 2 か月以内（延長はありません）

4. 勤務条件等

（1）勤務時間

1 日あたり 7 時間 4 5 分以内、1 週間あたり 3 0 時間以内

（2）勤務場所

大阪市阿倍野区役所（大阪市阿倍野区文の里 1 丁目 1 番 4 0 号）

（3）報酬等

時間額：1,400 円

日額：10,498 円（1 日あたり 7 時間 30 分 週 4 日勤務）

8,398 円（1 日あたり 6 時間 週 5 日勤務）

※ 上記報酬額は募集時点のものであり、給与改定等により採用時には変更される場合があります。また、交通費は別途支給します。

※ **勤務条件等は、従事する業務・期間等により異なります。**

5. 服務事項

採用された方の身分は短期間の地方公務員となるため、正規職員と同様に地方公務員法の規定が適用され次の場合は、懲戒処分の対象となります。

（1）地方公務員法又はこれに基づく条例などの規定に違反した場合

（2）職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

（3）全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合

6. 申込について

（1）申込方法

次の書類の必要事項を全て記入し、封筒の表（おもて）に「会計年度任用職員応募」と朱書きし阿倍野区役所総務課へ送付もしくは持参してください。

・投票所等事務従事者事前申込書・・・1 通（「2 申込内容」の「1 選挙管理委員会事務従事者（A 業務）」もしくは「2 期日前投票事務従事者（B 業務）」に○印をつけてください（複数可））

（注）提出書類は一切お返しできません。

（注）申込書に記載の個人情報（は、補助作業に従事する会計年度任用職員採用事務以外には使用いたしません。

（注）上記の書類は大阪市阿倍野区役所総務課でお渡しすることも可能です。

（注）送付物の未到達事故等には責任を負いかねますので、心配な方は簡易書留等

の送達記録の残る方法により送付ください。

(注) 申込や必要書類のお渡しは次の時間のみ可能です。

月曜日から金曜日の 9 時から 17 時(12 時 15 分から 13 時は除く)。【土曜日・日曜日・祝日及び年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日)は除く。】

(2) 申込の有効期間

申込日から起算して 2 年を経過した日以後における最初の年度末までとなります。

(3) 申込の取消、変更、失効

他に就職が決定した等で申込を取り消される場合や、住所や連絡先を変更される場合は、必ず大阪市阿倍野区役所総務課までご連絡ください。

(注) 申込後任用資格を満たさないことが判明した場合は、申込を取り消します。

7. 事前申込から従事までの流れ

- (1) 選挙の実施が決定し、阿倍野区において任用が必要となった時期に合わせて投票所等事務従事者事前申込書に記載の連絡先に連絡します。必ず日中(概ね 9 時から 17 時の間)に連絡のつく連絡先をご記入ください。

(注) 投票所等事務従事者事前申込書の有効期間中(申込日から起算して 2 年を経過した日以後における最初の年度末)に申し込まれたすべての方に連絡があるわけではありませんので、ご了承ください。

- (2) 連絡があった場合は、次の書類をダウンロードして必要事項を全て記入のうえ、封筒の表(おもて)に「会計年度任用職員応募」と朱書きし阿倍野区役所総務課へ送付もしくは持参してください。提出期限については連絡時にお伝えします。

ア.阿倍野区役所補助作業(行政)会計年度任用職員採用申込書…1 通

(注) 過去 3 か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

イ.申し立て書…1 通

(注) 提出書類は一切お返しできません。

(注) 申込書に記載の個人情報は、補助作業に従事する会計年度任用職員採用事務以外には使用いたしません。

(注) 上記ア、イの書類は大阪市阿倍野区役所総務課でお渡しすることも可能です。

(注) 送付物の未到達事故等には責任を負いかねますので、簡易書留等の送達記録の残る方法により送付ください。

(注) 申込や必要書類のお渡しは次の時間のみ可能です。

月曜日から金曜日の 9 時から 17 時(12 時 15 分から 13 時は除く)。【土曜日・日曜日・祝日及び年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日)は除く。】

(3) 必要書類提出後、面接の日時や選考会場等を連絡します。

(4) 面接等により採用を決定し、選考結果を受験者本人あて通知します。

8. 選考方法

面接等により採用を決定します。

選考結果は受験者本人あて通知します。

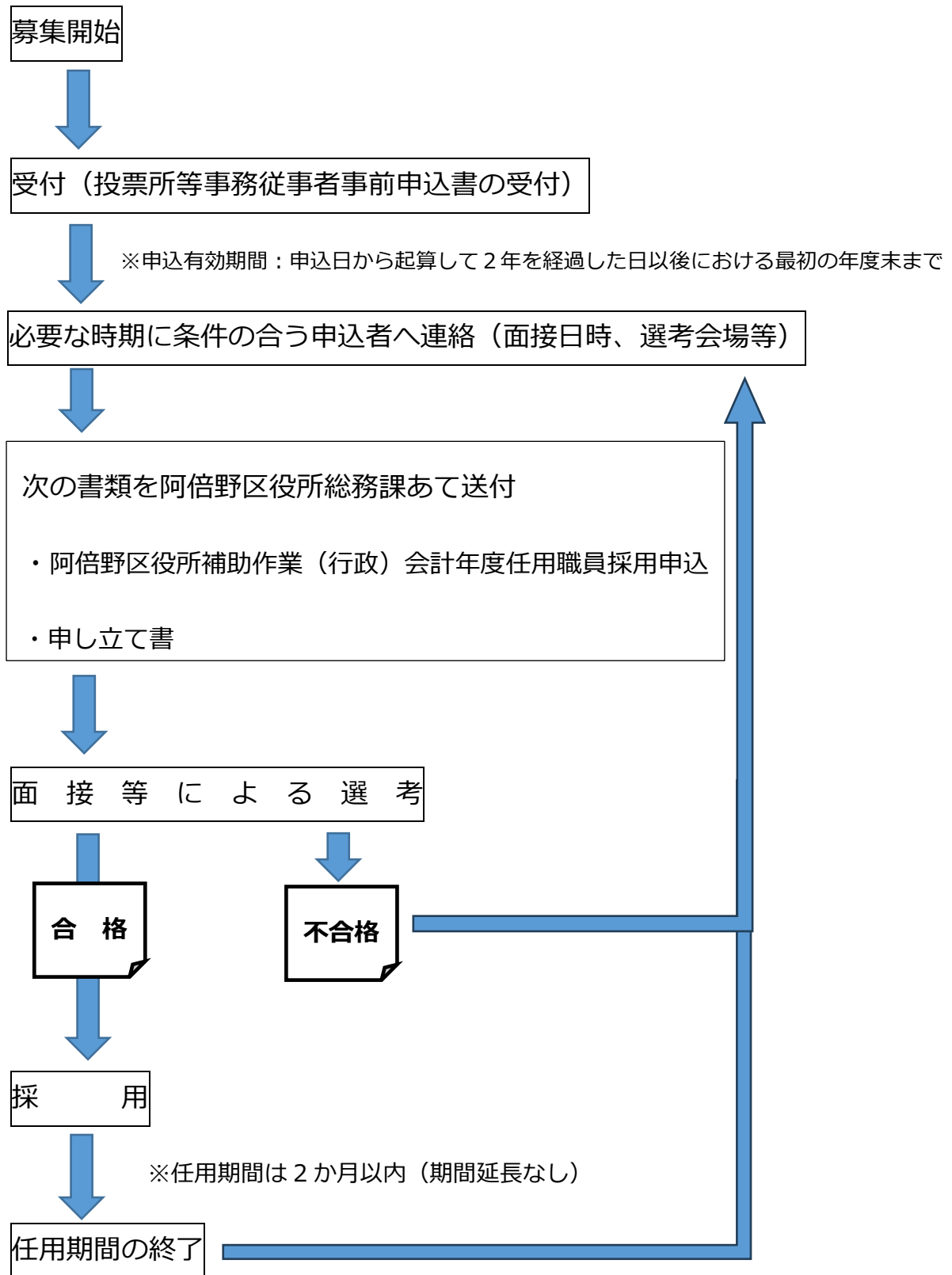
9. 問合せ先

大阪市阿倍野区役所総務課(総務)【阿倍野区役所 2 階 20 番】

〒545-8501 大阪市阿倍野区文の里 1 丁目 1 番 40 号

電話：06-6622-9625

登録から採用までの流れ



※引き続きの採用はできません。次回の採用候補となるのは、任用期間満了日から2か月経過後となります。ただし、その間に本市にて雇用された場合は採用候補となることはできません。